

第2班 「“道”からはじまるまちづくり」

班 員：☆森、田地、大浦、沼田 (☆:班長)

1. はじめに

私たちの研究は、「スタンプラリーのできるまちづくり」から始まり、文化財やメルヘン建築などを地図上に落とし、エリアごとに実際にハイキングを行った。そこで改めて検証したところ、「道」に着目し、その魅力を見出すに至った。

2. 現状の確認

(1) 歴史的にみて小矢部市には人々が行き交った「歴史道」が存在する。

- 歴史国道俱利伽羅いにしへの街道
- 中部北陸自然歩道宮島峽を探訪するみち
- 遊歩百選 石動の寺と石仏
- 歴史道小原道
- 旧北陸街道

(2) 昔、石動町は宿場町であり交通の要衝であった。

「金沢へも富山へも徒歩で一日の距離であるばかりでなく、その間に俱利伽羅峠があるため、どちらへ行く者もこの峠下の今石動で一泊して休養した。(中略)藩主の参勤交代の際には、数百人から千数百人がここで宿泊した。(中略)町中には茶屋・旅籠屋・飲食店・遊女屋などが割合に多かった。大正のころまで残っていた生菓子屋(大福餅の店)はその名残である。」

(小矢部市史 上巻 P. 264)

(3) 僅かではあるが旧北陸街道沿いには歴史情緒のある町なみが残っている。

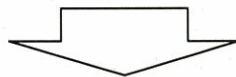
3. 具体的な研究の方向性

(I) 歴史道に着目し、その魅力を発見し、情報発信を図る。

- ・ハイキングが楽しめる、みちくさしたいマップ等、企画提案

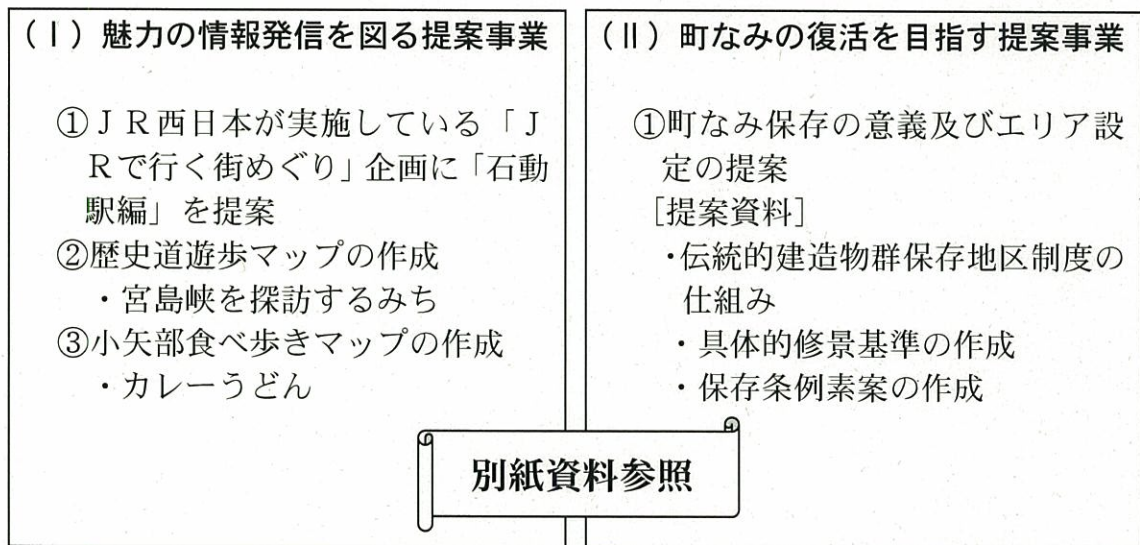
(II) 歴史的・文化的景観が残るエリアを保存し、町なみの復活を目指す。

- ・国の重要文化財である護国八幡宮を中心とした旧北陸道沿いにわずかに残る日本家屋独自の風情や狭いエリアに大小29の寺院が点在する珍しい風景の町なみの保存、復活



道に付随したものに価値付けを行うことによって、市内にある「歴史道」の再認識を促し、市民が誇れるまちづくりを提案する。

4. 具体的提案事項



これらの提案事業を展開することにより、市民と行政とが、それぞれの役割において、自ら誇れるまちを築き上げることで、『道』からはじまるまちづくりができるだろう。

5. おわりに

- 私たちは、今回の研究を通して小矢部市には、いくつかの歴史道が存在することを知った。また、国指定重要文化財「埴生護国八幡宮」を中心としたエリアには、歴史的な情緒が僅かであるが残っていることも発見できた。
- これらの地域固有の資源を保存・活用し、その魅力を高めることによって、小矢部市が人を引きつけるまちとなり、市民が誇れるまちづくりが可能性となるであろう。
- この目的を達成するためには、これらの資源を市民共通の財産として再認識し、市民と行政とが共にその価値を高めるために活動していくことが重要である。

俱利伽羅峠下に位置し石動町の加宿であった埴生地区。地区の中心にあって埴生八幡宮は源義仲が陣を張り戦勝祈願を行ったことで有名。

1 埴生護国八幡宮



本殿は慶長5年(1600年)前田利長が建造で(あり)
国指定重要文化財に指定されている。源平俱利伽羅合戦の折り、源義仲が戦勝祈願として知られている。源義仲騎馬像や源氏軍が鳩の案内で待たると言われている名水「鳩清水」など見所がいっぱい

2 俱利伽羅源平の郷 埴生口



歴史国道「俱利伽羅いいにしえの街道」の入り口にある案内休憩施設。展示ゾーンと情報ゾーンがあり、俱利伽羅峠の歴史を知ることができます。
住所：富山県小矢部市埴生字谷内2996-5
TEL: 0766-67-5645

3 医王院



慶應3年(706)に創立し、天平元年(729)に医王院と勤願を賜ったと伝えられている浄土宗の寺。山門には2基の仁王像が立っており、狭い境内には多くの観音像の石仏が鎮座している。僧形八幡神像坐像・銅製阿弥陀如来坐像は富山県指定文化財。

4 ふるさと歴史館



小矢部市内の遺跡から出土した遺物を展示しています。
開館時間 9:00~17:00
休館日 12/28~1/4
入館料 無料
お問い合わせ
小矢部市埴生274番地
TEL: 0766-67-8122

小矢部市観光ポラ
ンティア
夢とロマンにあふれる街 小矢部にようこそ！わたしたちが、あなたをご案内致します。
問い合わせ先
小矢部市役所商工振興課
TEL 0766-67-1760
1週間前までにご連絡ください。

このクーポンをご持参すれば、このクーポンをご持参すれば、
全商品5%引
抹茶1杯サービス
平成20年9月末日まで有効

このクーポンをご持参すれば、このクーポンをご持参すれば、
全メニュー50円引
平成20年9月末日まで有効

石動 見どころに加え、自慢の味処が多い町。
美しい街並を散策しながら地元人気の味をお楽しみ下さい。

1 若林屋総本家



「苦屋の里」は、宮島で知られる宮島産の栗を材料としています。栗の身を丹念に取り出し、砂糖を加えて練り上げ、茶巾しぼりに致し、苦屋をあらわした人気菓子。
住所 小矢部市石動町13-19 TEL0766-67-3057

2 のんきや



のんきや名物「ところん」。材料の天草を日干しするところから全てが手作りの逸品。行列のできる「ところん」を是非一度は食べてみたい。
販売期間5月下旬~9月上旬
住所 小矢部市中央町5-5 TEL 0766-67-0039

3 薄氷本舗 五郎丸屋



古くから銘菓として珍重された全国にその名が知られる「薄氷」。特に、茶人から非常に重宝されている。薄く焼いたせんべいに、高級和三盆糖を独特の製法で塗布してお菓子です。
住所 小矢部市中央町5-5 TEL 0766-67-0039

4 きばや食品



小矢部名産「にしんの糍漬け」。酒の肴としてお土産にどうぞ。ぶぐやさばの糍漬けも人気。二杯酢やポン酢を付けて頂くか、糍ごと火で焼いても美味しく頂けます。
住所 小矢部市石動町6-6 TEL 0766-67-0410

JRで行く 石動

ISURUGI AREA INFORMATION
ローカル列車で「ちよつと、ひと駅」



旭光は、情熱の版画家柳方志功も愛した民芸のふるさと。一歩路地裏に踏み込むと格子戸の民芸がところ狭しと軒先をならべ、医王山を仰ぐこの町独自の文化にゆっくりと触れてみませんか。



特典
本リーフレットを持参すれば、割引やサービスが受けられる施設やお店があります。



1 永伝寺



参道に入ると三十三観音石仏が迎えてくれるこの寺は日本一美しい石仏がある寺として有名。開基は、永禄元年(1558)に砺波郡矢波村(現小矢部市宮島地区)に曹洞宗の草庵を建立したのがはじめて伝えられ、小矢部市で最も古い寺院である。石仏と向き合うと心が落ち着き、日常の雑念から開放され、我に帰ることのできる寺である。

2 愛宕神社



永伝寺の隣。鳥居を2重にぐぐると108段の石段になっている。この石段を登ると108つの煩惱が寂滅するとの言い伝えがある。

現在の社殿は、文久2年(1862)に造営されたもので、当時の寺社建築の日本的権威として知られた井波町の松井角平の工匠である。

4月23・24日の愛宕神社の春祭りには、11本の花山車が石動のまちを巡行する。

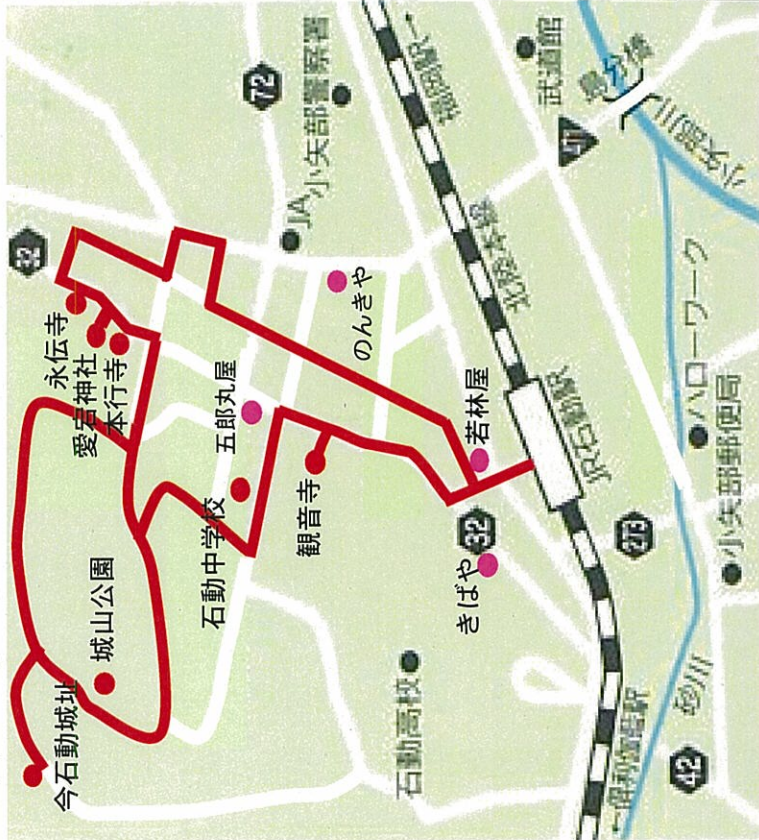
3 本行寺



今石動町城の城主、前田利秀の菩提寺。境内には銀杏の大木と利秀公の立像が立っている。寺室には、前田利秀公画像や白漆俳諧奉納額(市指定文化財)がある。この奉納額は、寛政12年(1800)に城端の俳人連が奉納したものといわれ、色漆塗の短冊に書いた俳句を額に張り付け、額縁にオランダ語を書きめぐらした2m余りの大額で、とても珍しいものである。

北国街道の宿場として栄えた町で 大小の寺と三十三観音石仏を訪ねる。

石動駅前の商店街は、北国街道筋にあり、城下町・宿場町として栄えた。狭いエリアに大小29の寺院が点在する珍しい風景は、加賀藩が今石動城下に寺院を集めた名残り。石仏の寺、永伝寺や芭蕉十哲の各務支考が滞在した観音寺など見所がいっぱいです。



石動街めぐりコース

距離約4.5km
所要時間約3時間

- JR石動駅 徒歩15分
- 永伝寺 徒歩2分
- 愛宕神社 徒歩3分
- 本行寺 徒歩20分
- 石動城址 徒歩15分
- 城山公園 徒歩10分
- メルヘン建築石動中学校 徒歩10分
- 観音寺 徒歩10分
- JR石動駅 徒歩10分

石動駅周辺の歳時記

- 2月4日 鬼打ち 観音寺
- 4月上・中旬 さくら祭り 城山公園
- 4月23・24日 曳山祭り 愛宕神社
- 5月上旬 八重桜まつり 俱利伽羅不動寺
- 5月第4土・日曜 獅子舞盆 観音寺
- 6月第3土・日曜 菖蒲まつり 河川公園
- 7月第4土・日曜 源平火牛まつり 駅前商店街
- 9月3日 願念坊踊り 綾子太田神宮
- 9月15日 宮めぐり神事 埴生護国八幡宮
- 9月中・下旬 栗拾い 宮島栗園
- 10月17日 火渡りまつり 慈光院
- 毎月28日 縁日 俱利伽羅不動寺

7 観音寺



北陸第26番観音寺の寺標碑のある真言宗の寺院。5月第4土・日に行われる獅子舞祭りでは、各町内の獅子舞が観音寺に奉納される。また観音寺は、芭蕉十哲の一人与称される各務支考が長期滞在中で、人とも知られ、支考はここを拠点として同好者と俳談をかわし、今石動での俳諧流行の一因ともなっていた。

6 メルヘン建築石動中学校



スイス・レマン湖のほとりに立つキャッスル・オブ・スピリットと呼ばれる中世の城をモデルに、生徒の夢を育てる修練の殿堂づくりをめざして設計された建物です。また、中央の時計台はイギリスの国会議事堂ビッグベンをモデルにしています。校内にある「清心の庭」は、小矢部出身で日本庭園づくりの名匠中村外二の作です。

5 城山公園



市街地から観桜路と呼ばれる小道を登っていくと、城山の中腹にある公園が城山公園である。春には4,000本のサクラが咲き誇り「富山さくらの名所50選」に選定されている。

4 今石動城址



4万石城主前田利秀の居城「今石動城」のあった所で、石動町の起りとなる場所です。城山頂上(標高186m)の本丸があった城址からは、砺波平野が一望できる。

街めぐり 特典 クーポン割引券

右記のクーポンを切り取り取ってお渡し下さい。有効期限平成19年3月末日まで

ひと味2 のんきや

全てのメニューが50円引券

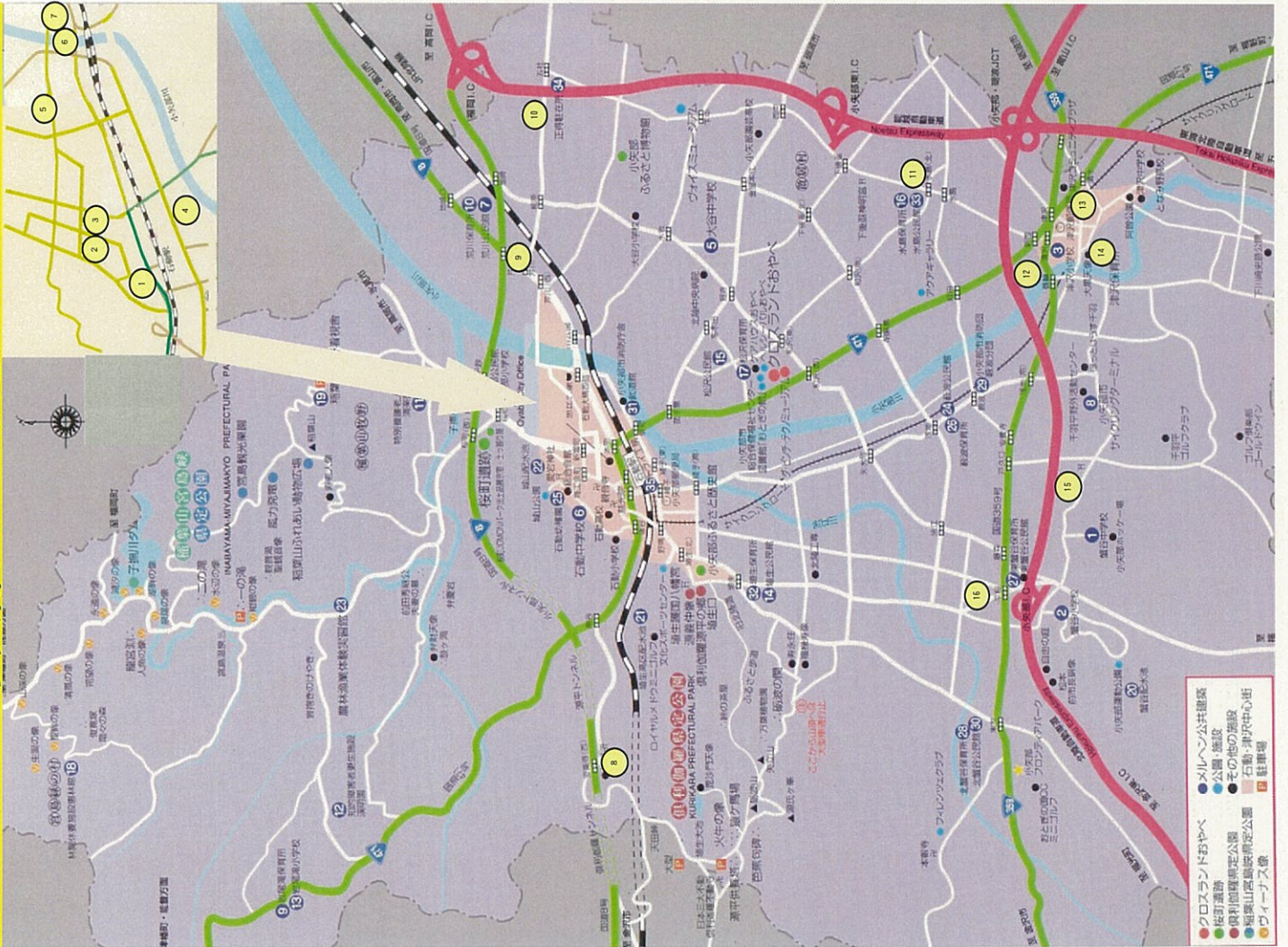
ひと味3 五郎丸屋

抹茶一杯サービス券

ひと味4 さばや食品

お会計より5%引券

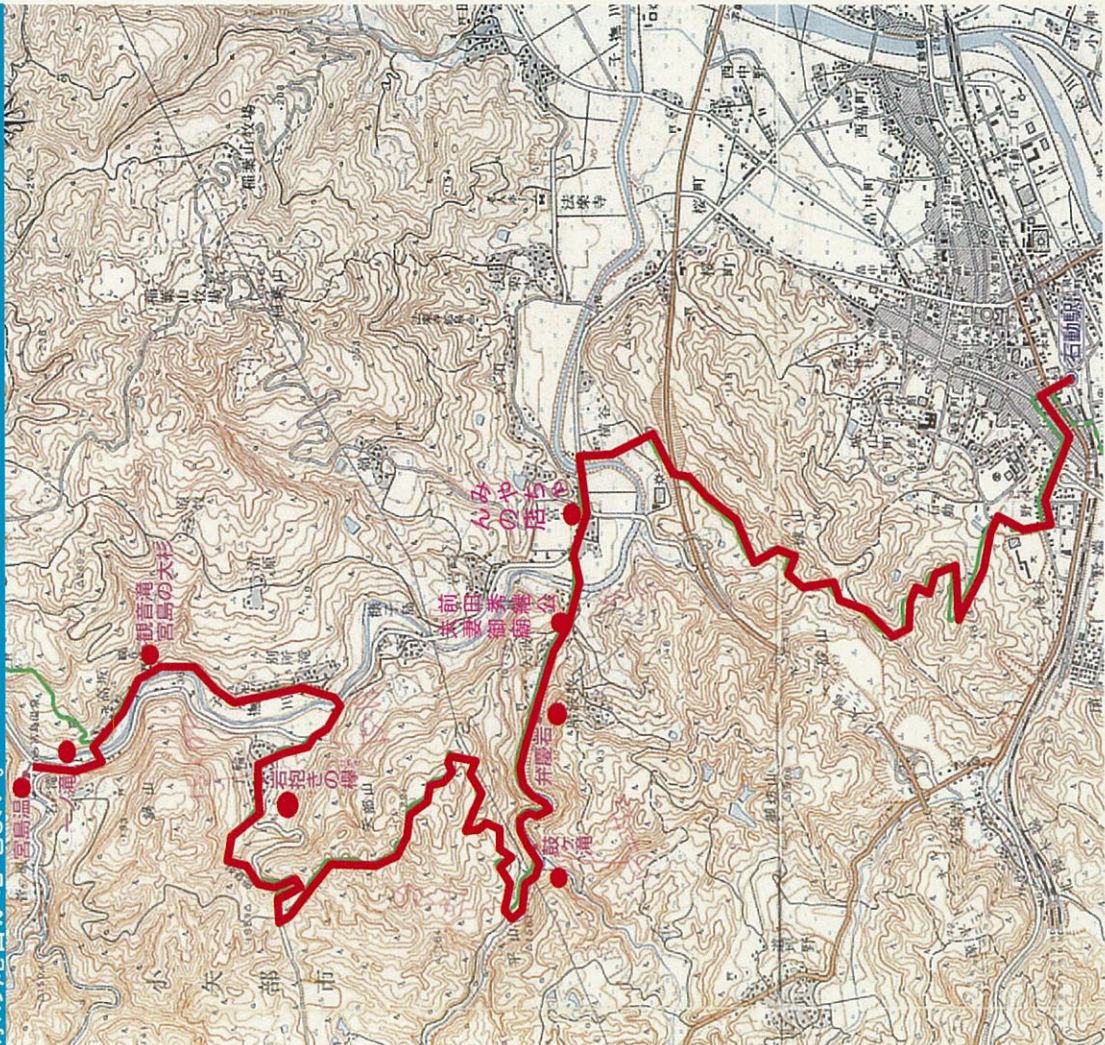
小矢部カレーうどんMAP



<p>①田舎</p> 	<p>辛さ: 中辛 めん: 太めん(手打ち) 価格: 735円 石動町4-28 0766-67-6338</p> <p>⑤福助</p>		<p>辛さ: 中辛 めん: 中麺 価格: 590円 今石動町1-7-1 0766-67-0606</p> <p>⑨ぼっぽ駅</p>		<p>辛さ: 中辛 めん: 中麺 価格: 570円 小矢部町8-27 0766-68-2788</p> <p>⑩山ちゃん</p>		<p>辛さ: 中辛 めん: 中麺 価格: 470円 津沢526 0766-61-2133</p> <p>⑭やすかわ</p>
<p>②お多福</p> 	<p>辛さ: 中辛 めん: 中麺 価格: 550円 中央町7-17 0766-67-0240</p> <p>⑥皆来</p>		<p>辛さ: 中辛 めん: 中麺 価格: 600円 東福町1-15 0766-67-0750</p> <p>⑪いずみや</p>		<p>辛さ: 中辛 めん: 中麺 価格: 670円 水島216-2 0766-61-2349</p> <p>⑮小矢部SA(上り)</p>		<p>辛さ: 中辛 めん: 太めん 価格: 500円 浅地171-1 0766-61-4352</p> <p>⑯小桜草</p>
<p>③のんきや</p> 	<p>辛さ: 中辛 めん: 中麺 価格: 600円 中央町1-47 0766-67-4628</p> <p>⑦中島亭</p>		<p>辛さ: 中辛 めん: 中麺 価格: 500円 安楽寺2414 0766-68-1799</p> <p>⑫一休</p>		<p>辛さ: 中辛 めん: 中麺 価格: 520円 新西187-10 0766-61-3351</p> <p>⑬おばた</p>		<p>辛さ: 中辛 めん: 細めん 価格: 平桜6082 0766-69-7123</p>
<p>④やぶ</p> 	<p>辛さ: 中辛 めん: 中麺 価格: 600円 泉町7-28 0766-67-0634</p> <p>⑧くるまや食堂</p>		<p>辛さ: 中辛 めん: 中麺 価格: 480円 芹川5039 0766-67-8221</p>		<p>辛さ: 中辛 めん: 中麺 価格: 550円 五社391 0766-68-2666</p>		<p>辛さ: 中辛 めん: 中麺 価格: 500円 岩武8421 0766-61-2062</p>

宮島峽を探访する道(中部北陸自然歩道)

左右の山々が美しい宮島杉の林に囲まれた子撫川の清流に沿った渓谷が宮島峽。日本の滝200選に選定されている鼓ヶ滝や各ヶ滝そして一ノ滝では、落水の滝音が心地よい。



石動駅	5キロ
のみやちゃん の店	1キロ
弁慶岩	0.5キロ
鼓ヶ滝	2キロ
岩抱きの櫓	1.5キロ
観音滝と宮 島大杉	1キロ
一ノ滝	1キロ
宮島温泉郷	1キロ

距離約12km
所要時間約6時間

1 みやちゃんのお店



宮島農産物直売所「みやちゃんのお店」。新鮮な季節野菜が、とてもやすく購入できるお店。地元農家の販売員とのふれあいも楽しい。

商品として、赤かぶ50円、山くるみ100円、おくら150円、ミョウガ100円、あけび100円など。4月から11月まで毎週日曜日7時から11時に販売。

5 観音滝と宮島大杉



別所集落の村社「滝之社」の奥に高さ10m程度の落下し、その内側には聖観音像が祀られている。境内には、市指定文化財である宮島杉の大木があり「俊寛杉」といわれている。境内は、蒼々たる森と、滝のしぶきによって盛夏でも涼しく絶好の避暑地である。

2 弁慶岩



昔から村人が弁慶岩と呼んでいる縦7.8m、幅5.6mもある大岩。石の表面に大きな人の足跡のような窪みが出来ており、昔、源義経が兄頼朝の追

手から逃れて東北へ下る途中この宮島峽を通り、その時の弁慶の足跡だと伝えられている。

6 一ノ滝



「水の里」宮島峽を流れる子撫川に存在する3つの滝のうち一番下流にあるのが一ノ滝。滝壺付近の岩床一帯には、多くの甌穴郡がみられることで有名。県の天然記念物に指定されている。現在は、駐車場、東屋そしてトイレが整備され、訪れた人の憩いの場となっている。

3 鼓ヶ滝



鼓ヶ滝の名は、水量の少ない時に、水の落ちる音が滝の洞に反響し、鼓を打つ音に似ていることから名付けられた。また切り立った岩壁に彫られた露天磨崖仏は見たものを感動させる。日本の滝200選にも紹介されている。明治から大正の始めにかけて、岩窟に参籠した修験者がいたことは、語り草となっている。

7 宮島温泉郷



「滝乃荘(左)」と「宮島館(下)の2軒の温泉がある。入浴は500円。泉質は弱アルカリ性。

浴用としては、リウマチ、婦人病、皮膚病など。飲用としては、消化器疾患、便秘など。

4 岩抱きの櫓



宮島神社境内にある周囲17m、高さ3mの大岩を根で抱きかかえるケヤキの大木。市の天然記念物に指定されている。この他にも境内には自然石の露頭があり、かつて、ここに神霊を招き降ろしてお祭りを行った聖地で、まさしく古代の警境であったところである。

お帰りは小矢部市営バスをご利用ください。

宮島温泉バス停発16:05分

石動駅着16:20分
料金：200円(土日は運行し
ておりません)

町なみの保存

「道」は人々が往来するものであると同時に、そこには歴史が刻まれています。道の歴史に着目していくと、かつては農業・商業・宿場など様々な生業に応じた町なみというものを感じ取ることができます。

わたしたちのまち小矢部でも、現在ではあまり見られなくなった様式の家屋が多数存在し、独自の町なみを残しています。

その中でも、国の重要文化財である護国八幡宮がある埴生地区は江戸時代、北陸道・北国街道が往来し、俱利伽羅越えの登り口の宿立ての村として、休み茶屋・飲食店・商家が軒を連ね賑わいをみせていました。その当時の町なみが現在でも残されており、日本家屋独自の風情を感じ取ることができます。

このような町なみはこれまで個々の財産として守り伝えられてきましたが、これからは文化財としてこの町なみを保存し、育み、創意工夫によって活用してゆくことがわたしたちに課せられた使命なのです。



町なみの保存とは？

町なみを保存するとは、画一的な規制によって強制的に風景を変えていくということではありません。また、博物館的な保存や、観光を第一の目的とした見世物のようなものを造ろうというわけでもないのです。

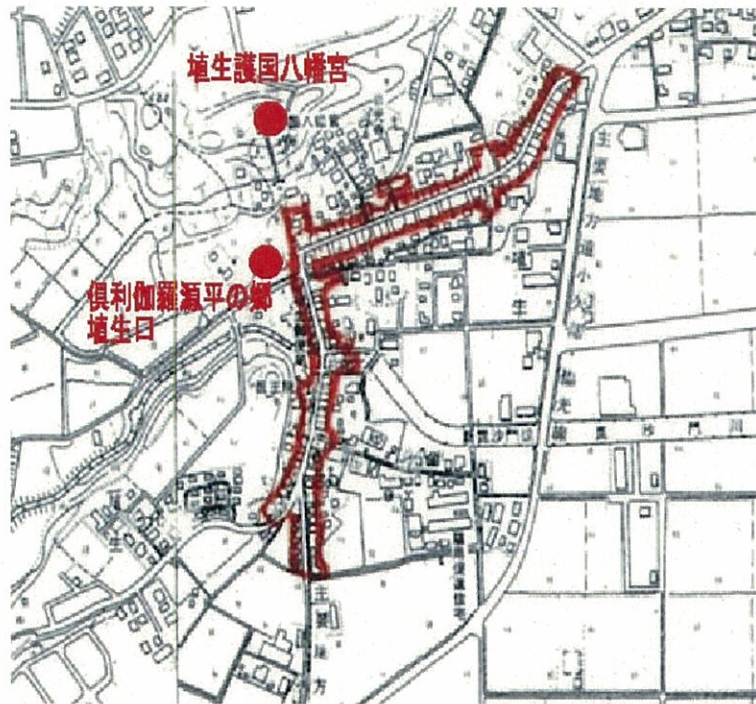
あくまでも住民の生活を含めた町、生きた町であることを基本として伝統的な建物を保存してゆこうとするものです。

この町なみ保存について、市として一定の基準を満たす家屋修理等に対し、一定の割合で補助金を交付することで、調和の取れた町なみを形成する手助けとなります。

町なみ保存は、護国八幡宮を中心とした赤で囲まれたエリアを伝統的建造物群保存地区（以下伝建地区とします）とし、伝統的建造物を特定します。特定されない家屋についても、一定の基準を満たす修景について補助規定を設けます。

無論、伝建地区であるからといって、すべての家屋をいっせいに修理や修景する必要はありません。建替えや、修繕の必要が生じた場合に町なみにあったものにする計画を立ててもらいます。

また、町なみ保存の対象は通りに面した外観です。外観の色彩などについて、一定の基準を設けることで、調和の取れた町なみをつくり出すことができます。家屋内部については保存の対象外ですので特に規制はありません。



俱利伽羅源平の郷埴生口



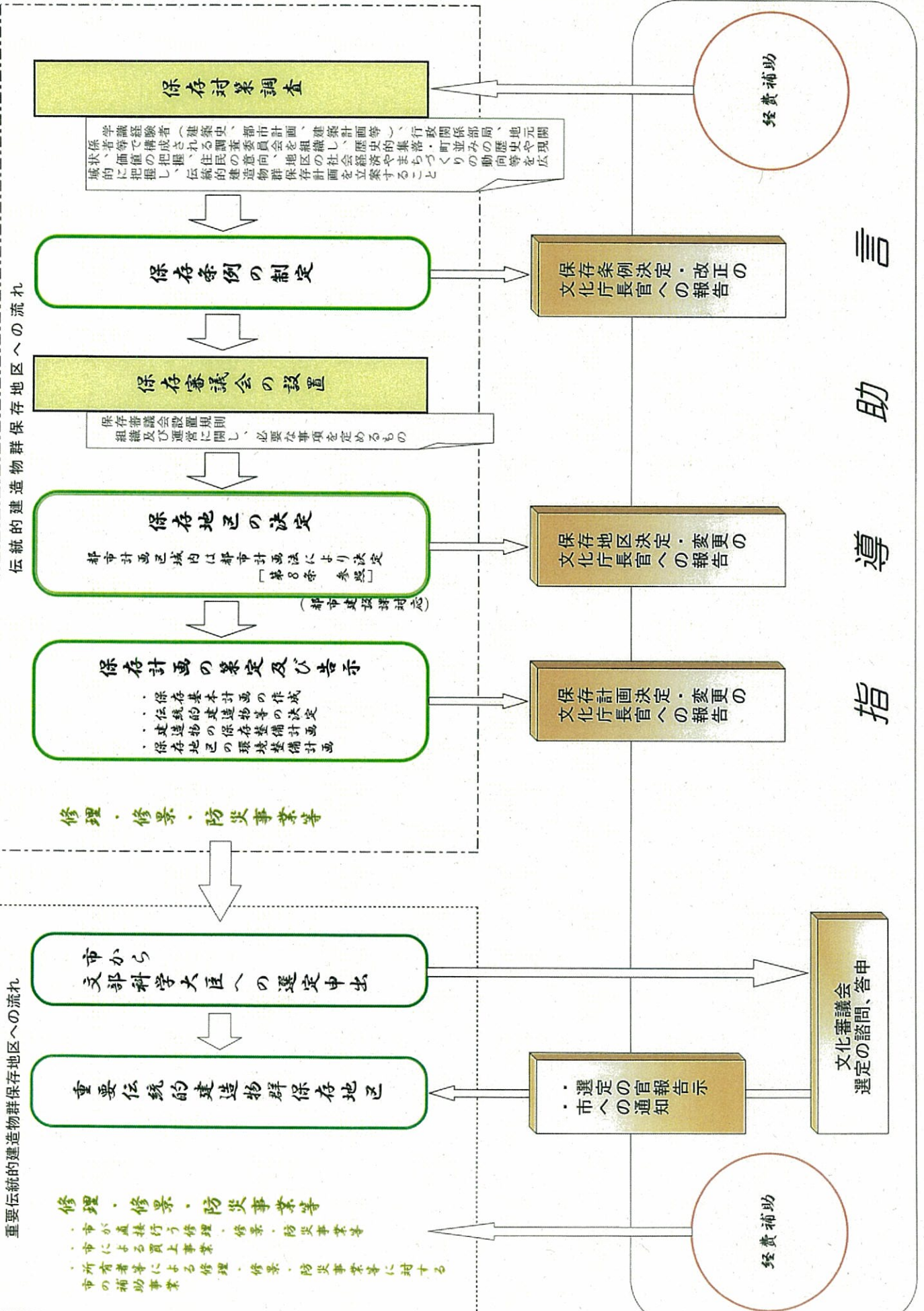
護国八幡宮拝殿

埴生地区は護国八幡宮や源平の郷といった歴史文化を感じさせるまち。「伝建地区」を保存することにより、より一層文化の薫るまちになるのでは？

伝統的建造物群保存地区制度のしくみ

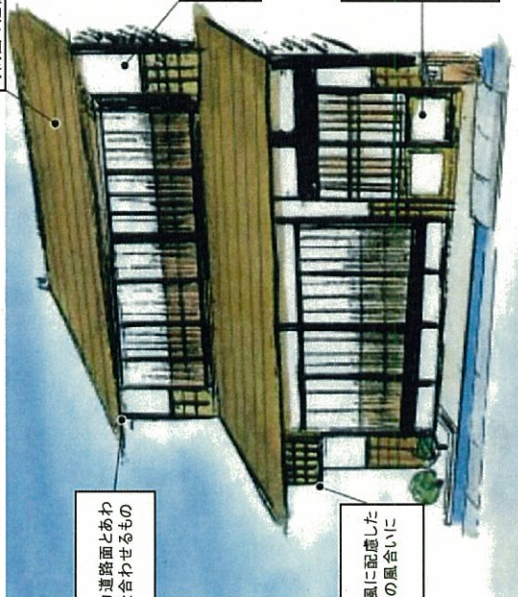
(市教育委員会)

(文化庁) (県教育委員会)



修景基準

【住宅の場合】



●軒高・壁面線
軒高は6.5m以下、壁面線は極力道路面とあわせ、なるべく面隣り等周囲の建物と合わせるとする。

●室外機・設備機器等
建物と調和するような格子等和風に配慮した囲障を設置することとし、色は和風の風合いに配慮したものとす。

●屋根
平入り切妻の日本瓦屋根で、色彩は黒色、総黒色を基調とし、勾配も含めなるべく面隣り等周囲の建物と合わせるとする。

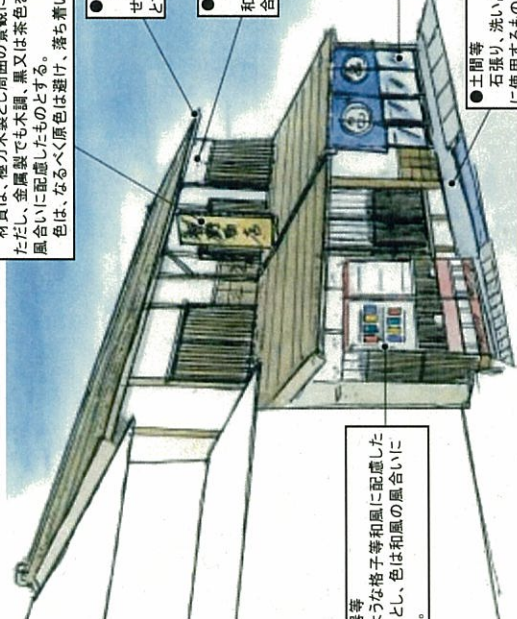
●外壁
仕上げは漆喰塗り、板張り、吹きつけ等
和風に配慮されたものとし、色は和風の風合いに配慮したものとす。

●建具
玄関戸、窓、格子戸等の建具は木製とする。ただし、木調のサッシ及び黒又は茶色のカラーサッシを使う場合は和風の風合いに配慮したものとす。
形状は窓は引きあい窓等、出入口は格子付き等の和風の風合いに配慮した引き戸とする。

■全体
平入り切妻屋根の日本建築を基調として、和風に配慮し、周囲の景観を損なわないものとする。



【商店の場合】



●屋外広告物
材質は、極力木製とし周囲の景観に調和するものとする。ただし、金属製でも木調・黒又は茶色を使う場合は、和風の風合いに配慮したものとす。
色は、なるべく原色は避け、落ち着いた色とす。

●軒高・壁面線
軒高は6.5m以下、壁面線は極力道路面とあわせ、なるべく面隣り等周囲の建物と合わせるとする。

●外壁
仕上げは漆喰塗り、板張り、吹きつけ等
和風に配慮されたものとし、色は和風の風合いに配慮したものとす。

●建具
玄関戸、窓、格子戸等の建具は木製とする。ただし、木調のサッシ及び黒又は茶色のカラーサッシを使う場合は和風の風合いに配慮したものとす。
形状は窓は引きあい窓等、出入口は格子付き等の和風の風合いに配慮した引き戸とする。

●土間等
石張り、洗い出し等和風の風合いに配慮したものを積極的に使用するものとする。

●室外機・設備機器等
建物と調和するような格子等和風に配慮した囲障を設置することとし、色は和風の風合いに配慮したものとす。



《旧北陸街道(埴生)現況写真》

小矢部市伝統的建造物群保存地区保存条例

平成××年×月×日
条例第〇〇号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第148条第1項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関するし、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号に掲げる伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)をいう。

第3条 小矢部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条の規定により保存地区に係る都市計画の決定があったときは、小矢部市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 前項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要であると思われる物件(以下「環境物件」という。)の決定に関する事項
- (3) 保存地区内における建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)及び環境物件の保存整備計画に関する事項
- (4) 保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに保存地区の環境の整備に関する事項

3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。

(現状変更行為の制限)

第4条 保存地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石の類の採取
- (6) 水面の埋立て

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却

ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病害虫等防除のための木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 富山県公安委員会又は市長が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

3 市長及び教育委員会は、第1項の規定による許可をするに当たり、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準(市長においては、第8号に定める基準)に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、これらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、これらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までに掲げる行為については、これらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第4条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

(適用の除外)

第7条 次に掲げる行為については、第4条第1項の規定による許可を受け、又は前条後段の規定による協議をすることを要しない。この場合において、第4条第1項の許可又は前条の協議に係る行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならぬ。

(1) 都市計画法による都市計画事業の施行として行う行為又は国、県、市若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為

(2) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

(3) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為

(4) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

(6) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為

(7) 森林法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為

(8) 公共土木施設災害復旧事業或国庫補助法(昭和26年法律第97号)又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業

(9) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

(10) 道路法(昭和27年法律第180号)による道路の改築(小規模の拡張、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕又は災害復旧に係る行為

(11) 道路運送法(昭和26年法律第188号)による一般自動車道の造設(当該自動車道と当該自動車道以外の道路とを連絡する施設の造設を除く。)(又は管理に係る行為)

(12) 交通監視塔その他の道路交通の安全のために必要な施設の設置又は管理に係る行為

(13) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

(14) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第3条から第6条まで及び第8条に基づく行為

(15) 気象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

(16) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は石川県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

(17) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

(18) 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為

(19) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は農業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為

(20) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

(21) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為

(22) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下この条において同じ。)(及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為)

(23) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(24) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(25) 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(26) 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系の設置又は管理に係る行為

(27) 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(28) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)(又は管理に係る行為)

(29) ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)(又は管理に係る行為)

(30) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(許可の取消し等)

第8条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができ。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)(又は請負契約によらないで自らその工事をしていない者若しくはした者)

(3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反した者

(4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者(経費の補助等)

第9条 市長は、保存地区内における建築物等及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧について、予算の範囲内において、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該建築物等若しくは環境物件の所有者、管理者若しくは占有者に対しその経費の一部を補助することができる。

(伝統的建造物群保存地区保存審議会の設置)

第10条 教育委員会に小矢部市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第11条 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、又はこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。

(審議会の組織)

第12条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係地域を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(審議会の委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第14条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識を有する者のうちから適当と認めらる者を教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、その職を失うものとする。

(委任)

第15条 第10条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第8条の規定による命令に違反した者

(罰則規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示のあった日から施行する。ただし、第12条の規定は、公布の日から施行する。